

## 認定遺伝カウンセラー制度規則第13条（認定遺伝カウンセラー認定の更新）に関する申し合わせ

第1条 この申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度規則第13条における認定遺伝カウンセラー資格の更新について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 認定遺伝カウンセラーの認定更新は、5年毎に行い、その要件は下記のとおりとする。

- (1) 前認定期間において、継続して日本人類遺伝学会あるいは日本遺伝カウンセリング学会の会員であること
- (2) 前認定期間内に別表1に記載する単位を50単位以上取得すること

ただし、平成20年度以前の資格取得者についての初回更新時の必要単位数は下記の通りとする

平成20年度資格取得者：45単位以上  
平成19年度資格取得者：40単位以上  
平成18年度資格取得者：35単位以上  
平成17年度資格取得者：30単位以上

また、平成20年度以前の資格取得者について初回更新時に上記の単位を満たさない場合は、

下記の単位数を次回更新時の必要単位数として上乗せすることにより、更新を認める。

平成20年度資格取得者：5単位以内  
平成19年度資格取得者：10単位以内  
平成18年度資格取得者：15単位以内  
平成17年度資格取得者：20単位以内

第3条 認定遺伝カウンセラー資格の更新の受付期間について

更新申請の受付は、認定最終年度の4月1日から、翌年の1月31日までとする。

第4条 認定資格の更新料

認定資格の更新には更新料を納める。

第5条 認定遺伝カウンセラー資格更新申請の提出先について

認定遺伝カウンセラー制度委員会事務局とする。

第6条 更新申請の遅滞について

更新申請が遅れた場合であっても「更新申請提出遅滞理由書」を添付したうえで更新申請を提出し、制度委員会がその遅滞理由を許容した場合には、更新を認めることがある。但し、更新申請提出の遅滞は認定期間終了後2年までとし、次回の認定期間は、通常通り、5年間とする。

#### 第7条 認定遺伝カウンセラー資格更新の延長について

海外留学、病気療養、その他の特殊な事情のために認定期間内に、認定遺伝カウンセラー資格更新のための活動をすることができない場合は、「認定遺伝カウンセラー資格更新の延長願い」にて更新の延長を申請することができる。申請については認定遺伝カウンセラー制度委員会にて審議し、その理由が許容できる場合には承認する。資格更新がなされない場合は、認定遺伝カウンセラー認定資格は停止される。認定遺伝カウンセラー資格更新の延長が、認められた者が、更新を行う際には、事前に認定遺伝カウンセラー制度委員会に申し出をし、以下のいずれかによって、更新がなされた場合には、認定資格の停止が解除される。

- 1) 認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格する
- 2) 別途認定遺伝カウンセラー制度委員会にて決められた当該必要単位数を取得する

#### 第8条 認定遺伝カウンセラー資格の喪失について

以下の場合には、認定遺伝カウンセラー資格を喪失する。その後に認定遺伝カウンセラー資格を得たい場合には、再度、認定遺伝カウンセラー認定試験を受験し合格することによって資格を得ることができる。

- (1) 日本人類遺伝学会と日本遺伝カウンセリング学会退会による資格喪失（制度規則第12条（3））
- (2) 認定期間終了後も上記の更新手続きが行われなかった場合

第9条 本申し合わせは認定遺伝カウンセラー制度委員会の議を経て改正することができる。

#### 附則

本申し合わせは2011年（平成23年）6月30日より施行する。